

保育者・教員養成課程に求められる科目「教育相談」に関する現状と課題

Current trends and issues about Educational counselling of children and teacher education program in University

高木 悠哉

Yuya Takaki

要旨

本論文では、保育場面、初等・中等教育場面における、心理教育的援助サービスに関する近年の行政の施策と心理教育的援助サービスの担い手の活動の現状と課題を概観し、保育士・幼稚園教諭養成課程および小学校教員養成課程での教育相談の講義の在り方について考察した。初等・中等の教員養成課程における科目「教育相談」の内容は充実しているが、どのような援助者がどのような支援を担うのか、その役割分担について事例等を利用して学生に理解してもらうことの重要性について考察した。また、保育場面における教育相談の比重が講義において低いため、さらなる充実の必要性を論じた。

キーワード：教育相談、チーム学校、保育者・教員養成

I. 幼児・児童生徒の抱える困りごとや問題行動の現状

複雑化、多様化する社会において、幼児・児童・生徒が抱える課題も、登園渋りや不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待、発達障害に関わる問題など困難化・多様化している（石川、2017）。初等・中等教育場面では、文部科学省（2012）による、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果から、小・中学校で学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 6.5%である。30 人の児童生徒が在籍する学級に換算すれば、約 2 名の児童生徒に発達障害が凝わることになり、学級担任は最低でも 1 クラスに 1 名の就学等が困難な児童生徒を抱えていることになる。また、文部科学省（2017）によれば、2016 年のいじめの認知件数は児童生徒全体の 68.3%であり、不登校の児童生徒の割合も、小学校で 0.5%と低率であるものの、中学校では 3%と高率で推移している。表 1 の、2014～2016 年のいじめの認知件数と不登校児童生徒数の推移からも分かるように、経年で減少傾向に至っていない現状がある。

このような、単純な数値の増加のみで、各学校段階における問題行動が増加していると結論付けることは早計である。たとえば、2016 年のいじめの認知件数の中で解決した割合は 90.6%であり、統計による認知件数の増加は、各学校段階でいじめを積極的に認知することで、より多くの解決を目指す姿勢の表出とも考えられるからである。ただし、未だ一定数の割合で、人格の形成や心身の健康的な発達に重要である学校環境で、深刻な困難を抱える児童生徒が一定する存在することは、今日の学校教育における重要な課題であることは言及するまでもないだろう。

表1 2014～2016年のいじめの認知件数と不登校児童生徒数の推移

		2016年	2015年	2014年
いじめの認知件数	小学校	237921	151692	122734
	中学校	71309	59502	52971
不登校児童生徒	小学校	31151	27583	25866
	中学校	103247	98408	97036

(文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より改変)

それらの一方で、保育現場における、困りごとや問題行動を抱える幼児の推移については、未だ定量的な統計データは見られない。ただし、池田ら(2007)は、単一県の保育士を対象とした気になる子どもについての質問紙調査の結果から、保育所における気になる子どもには軽度発達障害の特徴が見られることを指摘している。また、山口(2010)は、関東の私立幼稚園8園に勤務する幼稚園教諭66名を対象に、園児の身体面および心理・行動面で「おかしい」と感じる点について質問紙調査を行った。結果として、池田ら(2007)と同様に、心理・行動面において軽度発達障害に該当する表現が多く示された。これらの研究で得られた気になる子ども像は、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(文部科学省、2012)」において、初等・中等教育で学級担任に調査を行う際の調査項目と類似している。また、発達の連続性を踏まえても、保育現場において、初等・中等教育と同様に発達障害が疑われる幼児が増加していることが考えられる。

幼児期のいじめや登園しぶり(登園拒否、不登園)に関しても統計的なデータは筆者の知る限り見られないが、発達障害との関連で参考となるデータがある。たとえば、田中ら(2015)は、単一市内の保育所と公立の小中学校でのいじめ被害と自閉症スペクトラム障害(autism spectrum disorder: ASD)と注意欠如多動性障害(attention deficit/hyperactivity: ADHD)との関係について、保護者への質問紙調査を行った。結果として、幼児期において、「他の子から仲間外れにされたり、無視される」といった関係性いじめは約7%、「からかわれたり悪口を言われたりする」といった言語的いじめは約19%、「他の子から一方的にぶつかられたり、叩かれたりする」といった身体的いじめは約18%見られることが示された。また、各学校段階でASD、ADHD傾向の強いものほど、いじめ被害に会いやすいことが示された。登園しぶりについては、対象の幼児にカウンセリングする事例的な研究(加藤、2000)や生活リズムとの関連を示す研究(林・橋下・白垣、2007)が見られたが、その推移や実数について定量的なデータを用いて分析を行った論文は筆者の知る限りでは示されていない。

上述してきたように、保育場面、また初等・中等教育場面において、困りごとや問題行動を抱えた幼児、児童生徒が一定数、存在し続けており、保育者や教員はそれらに対し様々な手法を用いて対応していかなければならない現実が認められる。また、そのような幼児、児童生徒に対応するのは教員だけではない。保護者や医師、スクールカウンセラー(以下SC)、スクールソーシャルワーカー(以下SSW)が連携し、対応を進めている現状がある。本論文では、保育場面、初等・中等教育場面における、心理教育的援助サービスに関する近年の行政の施策と心理教育的援助サービスの担い手の活動の現状と課題を概観し、保育士・幼稚園教諭養成課程および小学校教員養成課程での教育相談の講義の在り方について考察する。

II. 幼児・児童生徒の困りごとや問題行動に対する援助の担い手と行政の施策

心理教育的援助サービスとは、「1人ひとりの子どもの学習面、心理・社会面、新路面、健康面などにおける問題状況の解決を援助し、子供の成長を促進する教育活動」と定義され(牟田, 2004)、主として初等・中等教育場面で用いられる用語である。保育場面においては、2017年施行の新保育所保育指針(内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2017)では、第1章総則の(2)保育の目標イにおいて「保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。」と示されている。また、第2章「保育の内容」の4保育の実施に関して留意すべき事項(1)アで、「子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。」と示されている。同様に、新幼稚園教育要領(内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2017)においても、第3章「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」において、「幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。」と示されている。

このように、保育場面においても、幼児の心身の健康の向上に対して相談や援助を行うことが保育士の専門性の一端として求められていると考えられる。特に、幼児期においては、保護者が持つ子育て不安への対応や、不適切な養育の兆候について、対応することが明記されている。保護者の養育保育場面においては、心理教育的援助サービスといった文言は使用されていないが、その担い手に関しては共通しているものと考えられる。石隈(2016)は心理教育的援助サービスの担い手として以下の4種類のヘルパー(援助者)に分類している。

(1) 専門的ヘルパー：仕事の中核として心理教育的援助サービスを行う者

石隈(2016)では、SC、教育センター・発達支援センターの相談員、発達障害のある子供などを援助する巡回相談員が挙げられている。近年では、SSWの積極活用が進められていることもあり、SSWも専門的ヘルパーとしての役割を担うと考えられる。また、SCは保育場面では保育カウンセラーとされ、名称は異なるもののSCと同様、主として臨床心理士が担当している場合が多いと考えられる(平沢, 2017)。

(2) 複合的ヘルパー：様々な仕事の一側面として心理教育的援助サービスを行う者

石隈(2016)は、典型的には教員を複合的ヘルパーとしてあげている。保育場面を考えると、保育士、幼稚園教諭は複合的ヘルパーと考えられる。

(3) 役割的ヘルパー：役割の一つとして援助を行う者。典型例として保護者が挙げられている。

(4) ボランティア的ヘルパー：自発的に子供に援助的に関わる者。典型例として友人、地域住民が挙げられている。

子どもの問題行動に関わるこれら4種類の援助者はそれぞれが独自に子ども達に、心理的には深く、時間的には長く関わっているため、それぞれが独自の児童観や援助法を形成している。これらを紐解き、連携していくことの重要性が行政の施策からも読みとれる。たとえば、文部科学省中央教育審議会(2015)「チームとしての学校のあり方と今後の改善方針について(答申)」が挙げられる。心理教育的援助サービスに該当する部分としては、いじめ・不登校などの学校が抱える課題が複雑化・多様化を見せているため、教員以外の心理・福祉の専門スタッフに学校における課題に参画し

てもらい、そのような課題に対して家庭を含め組織的に対応していくことが示されている。このような現状から、初等・中等教育場面においては、児童生徒の問題行動に対応するための4種類のヘルパーの連携が進められているものと言える。

初等・中等教育における問題行動へのチーム学校による連携を進めるための対応として、その典型例はSCの学校への配置義務であろう。1995年の「文部省スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」により開始されたこの取り組みは、年度を追うごとに配置校の増加が図られ、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の2015年の報告によれば、小学校で58.5%、中学校で88.4%の配置率となっている（内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議、2016）。石川（2017）は、幼児・児童生徒に対するSCの学校内での取り組みや課題について包括的にまとめたうえで、配置数は増加しているが、その勤務体系が年間数回程度の配置に留まるケースや、巡回式方式の地域の実在を指摘し、十分な配置が進んでいると言えないと述べている。しかし、学校内における児童生徒の抱える諸問題に取り組むうえで、SCの重要性の認知は教員の間で進んでいるものと考えられる。また、同時に石川（2017）は、2017年の「学校教育法施行規則」の改正において、SCの職務内容が規定されたことにより、学校内においてSCの専門性を活用する機会がより増加する可能性について言及している。

教師とSCの連携については多くの文献が示されている。たとえば、江村（2011）は、単一県内の中学校教師とSCに質問紙調査を行った結果、SC設置の制度導入時期に比べ、教師のSCに対する理解が深まり、SCと積極的に関わろうとしていることを示した。同様に、SC導入時期にあった、教員のSCに対する期待感の低さ、教員が学校の問題を解決すべきであるという意識は、近年の調査では見られず、教員はSCの専門性を受け入れ、高い評価を受けていることも示されている（吉澤・古橋、2009）。したがって、近年の研究においては、教師とSCを含めたチームとしての心理教育的援助サービスのモデルの作成や、連携・協働のための試みや作業の同定を目指す研究が進められている。たとえば、山本（2015）は、中学校教員がスクールカウンセラーの活動をどのように生かしているかについて、半構造化面接を用いた質的分析を行い、①担任という立場からはしづらい動きをSCが担う事が担任の安定した対応に繋がる事、②担任が視点や考えを結合できるようにSCが配慮することの重要性、③担任が自分自身を事例への対応から振り返り、スタンスの変化が促されること、の3点からなるプロセスモデルを示している。また、長屋・中田（2016）は、2014・2015年に提出された、日本心理療学会の大会発表をまとめ、SCと教員との効果的な連携に関し、以下の要素を見出している。

(1) 活動・協働のための試みや連携・協働における作業

- ①活動（例：自殺予防教育）に対する教員の必要性・不安・理解の把握
- ②支援の検討・実施・評価（再検討）・再実施の反復
- ③役割分担の明確化
- ④支援の対象者の状態や変化の共有
- ⑤教員の主体的な試みを軸としたやりとり等

(2) 連携・協働に影響を及ぼすもの

- ⑥綿密に情報共有や相談が可能となる良好な関係性の構築
- ⑦積極的かつ迅速な情報・意見交換
- ⑧職務内容の明確化
- ⑨問題への積極的な関与等

(3) 連携・協働に関する学校側の機能や配慮

⑩職務を振り分ける機能

⑪SC と教員の顔を合わせる機会の設定

このように、チーム学校を踏まえた、教員とSC間の連携や協働は、連携や協働に対する不信感といった段階は通過し、すでにそれらをいかに有効に機能させていくか、といったポジティブな向上を示しているものと考えられる。SCとの連携において重要であるのは、上記で共通して柔軟かつ効率的に役割を分担していくかという事である。そのために必要なのはSCとの密なコミュニケーションと情報の共有であるが、その際に「共通言語」が必要となるであろう。この場合の共通言語とは、児童生徒の教員の理解をSC側に伝えるときに、どのような知識基盤から言葉を選択するかという事である。児童生徒の困難な状況に対する「共通言語」を使用する際の知識基盤は、基本的には臨床心理学となるであろう。なぜなら、SCが学校で専門性を発揮する以前から、教員の生徒指導の一部として、学校教育相談が存在しているからである。

学校教育相談は、大野（1998）によれば「学校教育相談とは、児童生徒の学習面(広く学業面を含む)、進路面(針路面を含む)、生活面(心理社会面および健康面)の課題や問題、話題に対して情緒的のみならず情報的・評価的・道具的にもサポートをするため、実践家に共通の「軽快なフットワーク、綿密なネットワーク、そして少々のヘッドワーク」を活動のモットーに、「反省的実践家としての教師」というアイデンティティの下で、①すべての子どもにかかわり(「関わる」、狭義のカウンセリングのみではなく、構成的グループ・エンカウンター等のグループ・ワークやソーシャル・スキル・トレーニング等を含む)、②早急な対応が必要な一部の子どものしほぎ(「凌ぐ」、危機介入や論理療法等も含む初期対応等)、③問題等が顕在化している特定の子どもをつなげ(「繋げる」、学校内外の機関等との作戦会議を土台とする連携・協働等)、そして、④すべての子どもがもっと遅く成長・発達し、社会に向かって巣立っていけるように、学校という時空間をたがやす(「耕す」、学校づくり)、チームによる実践的な指導・援助活動である。」とされている。重要な点は、従来から学校場面において、SC的な役割を担う教員が存在し、また、学校教育相談担当の教員も存在している点である。この点が、SCに頼らずとも教員のみで心理教育的援助サービスが可能である、というネガティブな思考を生む源泉である可能性もあるが、それらは、現在は払しょくされていると考えられるため、このような教員による臨床心理学的な関わりは、SCとの臨床心理学・学校心理学を通した「共通言語」を用いての役割分担を行う際に有益に働くものと考えられる。したがって、教員養成課程においては、講義「教育相談」が、困難状況にある児童生徒へのSCとの連携のために重要である。

Ⅲ. 初等・中等教員養成課程における講義「教育相談」の意義

石隈（2016）は、学校教育相談担当教員は、内容的には専門的ヘルパーに近い働きをしている事を指摘している。また、文部科学省（2007）の、「児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり」（報告）の第1章において、「スクールカウンセラーが導入されたことで、ややもすると教育相談に十分な知見のない教員が教育相談担当になるケースもあるが、校長は、教育相談が学校の基盤的な機能であることを十分認識して、教育相談担当教員を選任することが必要である。その際、カウンセリング等の研修や講習会を受けた経験を有する者のキャリアや専門知識を生かしていくことや、こうした役割を担う者を適切に評価していくことが大切」と指摘されている。つまり、学校内におけるSC配置以降も、依然として教員が行う教育相談が児童生徒にとって重要であり、その教育相談活動

を支える知識的基盤が、臨床心理学や学校心理学であることが示されていると言える。このような考えを最も端的に示すのは、生徒指導提要（文部科学省、2010）の第5章にある、「教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。これら教育相談の目的を実現するためには、発達心理学や認知心理学、学校心理学などの理論と実践に学ぶことも大切です。」という記述であろう。チーム学校の観点からも、今後ますます、教員養成課程における講義「教育相談」の重要性が高まっていくものと考えられる。

大学における教員養成課程において、小・中学校教員養成教育相談のシラバスを作成する際に留意すべき点として、第1に、生徒・進路指導と教育相談の関係性について説明する必要がある。たとえば、中川・森（2015）は、生徒指導提要と各学校段階の学習指導要領の分析から、生徒指導は集団性、共通性、組織性、形式性を持つものであり、教育相談は個人性、独自性、個別性、実態性を持つ生徒指導であると述べている。このような意味で両者は手法の違いこそあれ、対立すべきものでなく、相互に関係していることを理解する必要がある。第2に、知識基盤としての臨床心理学、学校心理学、発達心理学的な知見が必要である。これらは、心理学系の科目であれば、それぞれが単一の講義として構成されているため、教育相談の講義単独ですべてを網羅的に示すことは、初学者向けの講義であっても難しい。多くのシラバスは、発達段階やパーソナリティ、自己概念についての基礎と、行動観察や検査法の概観、そして、カウンセリング理論にその比重を置いていると考えられ、これに関して異論は生じないと考えられる。ただし、近年は、SCや教育相談担当によるコーディネーションやコンサルテーションが盛んになっているため、教員として外部専門家と連携する際に必要な知識や心構え、また教員として研修を受ける際に最低限必要な要因、に関して留意する必要があるだろう。また、具体的なカウンセリングの技法を学習させるより、カウンセリングマインドの育成に比重を置く必要がある。第3に、学校における児童生徒の問題行動とその対応について概観する必要がある。近年は、貧困といった子どもを取り巻く環境も重要視されるため、これらを含めて、教員となって遭遇する可能性がある問題行動に対して、教員となってからも情報を更新していく必要がある事を強調するべきであろう。第4に、チーム学校を踏まえた、教員と保護者を含めた外部機関との連携について理解させる必要がある。この際に特に重視すべき点は、4種類の援助者の誰が何を担っているのか明らかにしながら説明を行うという事であろう。事例等の活用を含めて、各援助者の役割分担を明確にしながらかつ講義を行うことで、それぞれの援助者の専門性が理解されやすくなると考えられる。駒屋（2015）は自身の教員に対するコンサルテーションの事例の中で、SCの専門性や活動に対して誤解を持っていた事例を紹介している。彼は同様に、養成課程における教育相談で、架空事例への対応をディスカッション形式で行うことが、学生の「自分事」の学びに繋がり、前述のような誤解を生じさせることを予防できる可能性を指摘している。知識が、机の上の勉強に留まっている限り、教員となってからそれが忘却されていく速度は速いであろうため、このような取り組みにも配慮していくことが必要である。

これら講義の工夫によって、カウンセリングマインドを備え、また、教育相談に伴う各専門家との連携を鑑みる事の出来る教員の育成につなげていくことが重要である。また、そのようなシラバスに基づいた講義が、学生の認知にどのような影響を与えるかも、定量的な手法を用いて検討していくことが求められる。なぜなら、教員養成課程の講義は学生の思考スタイルに影響を及ぼす可能性があるからである。たとえば、竹内・山本（2017）は、心理学を専攻している学生と、教職課程履修学生の学習支援ボランティア活動を行う意図、感じたことについて半構造化面接を用いてインタビュー調査を行った。質的な分析の結果、心理学専攻の学生は、児童・生徒と教員の間を見ながら、自分の行動を模索することが多く、その一方で、教職課程履修学生は、教師の立場に自分を置き、学級経営や教員の児童生徒への声掛

け、関わり方を多く学んでいたことが示された。教員においても、心理学専攻の学生のような関係性の在り方の分析は必要であり、教育相談の事例を活用した講義を通して、このような認知のスタイルの育成も求められるだろう。実際、市橋（2015）は、教員が心理臨床化の視点を持つ意義として、事例研究を通して、①「多面的な視点をもつことができる」②「子どもに関わる人々をつなぐことができる」③「体験を経験（言語化）することを支援できる」ことを挙げている。科目としての教育相談単体で全てを育成することはできないが、教育現場での将来的な気づきにつながるような科目としての有用性の検証が今後期待される。

IV. 保育者養成課程における講義「教育相談」の意義

初等・中等教育場面の教育相談に関わる文献や、チーム学校としての連携に関する文献が豊富であることと比較し、保育場面でのそのような文献はあまり見られない。石川（2015）は、各学校場面における SC の活用状況を分析する中で、SC の保育カウンセラーとしての活動状況を概観している。大きく分けて、幼児教育支援センター事業、派遣事業や巡回相談が各地で行われているが、その派遣や活動状況は地域により様々に異なることを指摘した。また、小林（2001）は、富山大学教育実践総合センターの教育相談文門の活動として実施した、幼稚園における教育相談の相談事例を分析し、対応すべき相談として、幼児の不安の高さや落ち着きのなさといった、性格・情緒に関する相談、発達障害につながるような言葉の遅れやコミュニケーション行動の異常に関する発達に関する相談、そして、しつけ・家庭教育に関する相談の 3 つの分類を行っている。同様に、保育者以外の専門家による巡回相談では、吉田・岩元・林（2007）は、鹿児島市の取り組みをまとめ、その有効性を分析している。結果として、保護者への相談助言での有効性、育児不安に対する面接への有効性、保育者の保護者や、気になる幼児への対応に関する助言の有効性が示されている。これらの相談に対する対応は、初等・中等教育における教育相談と相重なる部分も認められるが、乳幼児期の子どもや保育者に特有の相談が多いと考えられる。

長谷部・大野（2017）は、保育・幼児教育実践における保育者による教育相談は、初等・中等教育と比較して、基本的には同様の営みであるが、教育相談室の設置がなく、園児の呼び出し面談も稀であり、保護者との面談も立ち話になることがある、といった独自性を指摘し、園における教育相談に非構造的で短時間という特殊性が見られる可能性を示唆しながらも、保育者に教育相談を行える資質・能力がこれまで以上に期待されていると述べている。また、彼女らは、幼稚園教諭養成課程では、科目として「教育相談」が必修科目である（教育職員免許法施行規則第六条）が、幼稚園教育実践における教育相談の理論や具体的方法について、あまり目を向けられてこなかった可能性を指摘している。また、中原（2001）は、保育士養成課程において、「相談援助」関連科目の教授内容については、保育士のその職域と専門性について検討された中身となっているが、幼稚園教員養成課程においてはその教授内容については概略、趣旨と科目名の例等が示されているに過ぎないことを指摘している。中原（2001）は、自身の大学における幼稚園教諭養成課程のシラバスを参照しながら、これからの幼児期の教育相談科目においては、保護者との連携や支援に関しての教授内容を含める必要性を論じている。

上述した文献の共通点は、保育者養成において、幼児期に特化した教育相談の教授内容の必要性を説いていることである。一概に保護者支援といっても、保育者において重視すべき支援と、初等・中等教育で重視すべき支援の構造は異なっている可能性がある。その他にも、保育者養成において、より重点的に教授すべき項目はいくつも考えられる。たとえば、カウンセリング技法では、幼児期には言語発達が不十分であることから、ブリーフ・カウンセリングよりも、箱庭療法や、コラージュ療法といった、非言語的心理療法に関する知識を重点的に教授する必要があるかもしれない。

また、問題となる行動の分析については、幼児期の子どもたちは、児童生徒と比較して発達が未分化であることから、行動や言動から保育者が「見立て」を行うことがより難しくなると考えられる。保育者となってからの研修や、保育カウンセラーの専門性に頼ることは重要であるが、養成段階から、そのような「見立て」に少しでも有益な情報を科目として示していく必要もあろう。これらを統合的かつ体系的に研究として示した文献は、現在のところ見当たらないため、今後の研究が期待される。

V. おわりに

見てきたように、初等・中等教育の教員養成課程の科目「教育相談」に関する実践的、統計的な研究は豊富であり、今後の教授内容の検討においては、これらの知見をいかに、教員となってから役立てることできるようにマネジメントしていくかが重要であろう。本論文では、その鍵は役割の分担であると考え。それぞれの支援者がどのような専門性からどのように協働して支援を行っていくか、そこから講義が始まり、それら協働に必要な共通言語としての知識であることを示していくことが肝要であると考えられる。また、それら教授内容の策定とともに、それが教員養成課程の学生にどのような影響を与えるか、また、教育現場での実際のチームとしての教育相談活動にどのように有益に働くのかについて、定量的かつ体系的にエビデンスを示していくことが求められる。

幼稚園教諭養成課程の教育相談については、初等・中等教育における教育相談とベースは同様であるものの、幼児期の子どもたちや保護者に特化した内容であるべきことが複数の文献から指摘されている。初等・中等教育と異なり、これらは科目としての教育相談の教授内容を、将来の保育現場を見据えた妥当なものに改善していくことが求められる。その際は、同じ発達段階で教育相談援助について、明確な指針が示されている保育士養成課程の科目を参照する必要がある。初等・中等教育と比較して基礎的な研究が文献としては不足していることが見て取れ、まずは基礎的研究のより一層の充実が望まれる。さらに、幼少接続を踏まえるならば、保育者と小学校教員の間にも、気になる子どもについての「共通言語」が必要になる。したがって、初等・中等教育で学ぶ教育相談と、保育士養成課程で学ぶ教育相談の科目間の異なりを、保育者、教員に理解しやすいように提示していくことが求められる。ベースが同じであることは、利点にも欠点にもなりえるが、保育者と小学校教員が学校教育相談でうまく連携が可能となるように、その利点について教育相談でも十分に啓発していくことが必要である。

引用文献

- 江村佐知子 (2012). 教師とスクールカウンセラーの連携について—専門性の認識の異同の視点から— 新教育相談センター年報 7. 37-45.
- 長谷部比呂美・大野精一 (2017). 学校教育相談の総括とこれからの展開—保育・幼児教育実践とのつながりで— 日本教育大学院大学紀要 教育総合研究 10. 93-104.
- 林恵津子・梅下弘樹・白垣潤 (2007) 不登園における登園しぶりと生活リズムとの関連 第71回日本心理学会大会 論文集
- 市橋真奈美 (2015). 教師が「心理臨床家の視点」をもつ意義について 関西福祉大学発達教育学部研究紀要 1. 45-57.
- 池田友美・郷間英世・川崎友絵・山崎千裕・武藤葉子・小川瑞季・永井利三郎・牛尾禮子 (2007) 保育所における気になる子どもの特徴と保育上の問題点に関する調査研究 小児保健研究 66. 815-820.
- 石川悦子 (2017). こども理解を深めるためのカウンセラーと協働した教育相談活動への一考察—スクールカウ

- セラール、保育カウンセラー、多機関との連携— こども教育宝仙大学紀要 9. 1-12.
- 石隈利紀 (2016). 学校心理学の内容学校心理学ハンドブック 第2版 石隈利紀・大野精一・小野瀬雅人・東原文子・松本真理子・山谷敬三郎・福沢周亮 (編) 教育出版
- 加藤奈保美 (2000). 子どもの行動改善と母親の子どもの見方の変容過程:不登園を主訴とする幼児への動作法適用から 日本保育学会大会研究論文集 53. 148-149.
- 小林真 (2001) 幼稚園における教育相談の必要性:子育て支援の新しい方向性を求めて 富山大学教育実践総合センター紀要 3. 39-44.
- 駒屋雄高 (2015). スクールカウンセラーと教師のコンサルテーション:実践から見えてくる「学校教育相談」教育の重要性 教職研究 27. 23-26.
- 文部科学省 (2010). 生徒指導提要 教育図書株式会社
- 文部科学省 (2012). 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm (2018年2月10日最終閲覧)
- 文部科学省 (2017). 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果(速報値)について http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/10/1397646.htm (2018年2月10日最終閲覧)
- 文部科学省中央教育審議会 (2015). チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1366271.htm (2018年2月10日最終閲覧)
- 牟田悦子 (2004). 学校心理士による心理教育的アセスメントの方法講座 「学校心理士—詩論と実践」2 学校心理士による心理教育的援助サービス 石隈利紀・玉瀬耕治・緒方明子・長松祐希 (編) 北大路書房
- 内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議 (2016). 教育の支援について http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yyushikisya/k_2/gijishidai.html (2018年2月10日最終閲覧)
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2017). 平成29年告示幼稚園教育要領保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領原本 チャイルド本社
- 中川智之・森眞由美 (2015). 生徒指導及び教育相談の関係性から見た教職員の連携のあり方—学習指導要領及び『生徒指導提要』の分析— 川崎医療短期大学紀要 35. 79-87.
- 中原大介 (2011). 保育士養成課程・幼稚園教員養成課程における相談援助科目の教授内容の研究—「教育相談」を中心として— 大阪健康福祉短期大学紀要 10. 91-100.
- 大野精一 (1998). 学校教育相談の定義について 教育心理学年報 37. 153-155. 文部科学省 (2007). 「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり— (報告)」 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1369814.htm (2018年2月10日 最終閲覧)
- 田中善大・伊藤大幸・村山恭朗・野田航・中島俊思・浜田恵・片桐正敏・高柳伸哉・辻井正次 (2015). 保育所・小中学校におけるASD傾向及びADHD傾向といじめ被害及び加害との関連 発達心理学研究 26.332-343.
- 山口創 (2010). 幼児の身体的及び心理・行動的問題に関する研究健康心理学研究 23.32-41.
- 山本渉 (2015). 中学校の担任教師はスクールカウンセラーの活動をどのように生かしているのか—グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いた質的研究— 教育心理学研究 63. 279-294.
- 吉田ゆり・岩元正知・林愛子 (2007). 幼稚園・保育園における巡回相談のあり方に関する一考察:鹿児島市幼児教育

- 相談・幼児保育相談の試みから 鹿児島純心女子大学国際人間学部 国際人間学部紀要 13. 117-130.
- 吉澤佳代子・古橋啓介 (2009). 中学校におけるスクールカウンセラーの活動に対する教師の評価 福岡県立大学
人間社会学部紀要 17. 47-65.